

電力自由化及び地方創生の観点から見た近時の 太陽光発電等における再エネ特措法の改正

昨今の再エネ特措法の改定により、メガソーラー事業について無補償の出力抑制が最大年間30日（365日の8.2%相当）から将来的に360時間に増加され、また、多くの系統を運営する電気事業者（「系統運営者」）においてはこの限度を超えて抑制することが遡及的にもできます。晴天時の正午（ピーク時間）における時間に換算した場合の日本における年間日照量の平均は、1200ピーク時間に相当します。360時間ルールによって360ピーク時間を抑制することが認められた場合、無補償の出力抑制は8.2%から30%に増加する結果になります。さらに、自らの系統の潜在的な不安定性を主張する系統運営者は、30日ルール（平成27年1月までに接続契約申込を行った事業には従前通り適用されます。）及び360時間ルールを越えた出力抑制を課すことを経済産業省令によって認められています。加えて、このような出力抑制の承諾は、売電契約ではなく、第三者との売電契約の前提でもある接続契約の条件として規定されています。結果として、新電力は、系統運営者が購入不可能と主張する電力を購入しようとしても、競合相手である新電力の売電を系統運営者が許容しない限り、電力を購入できなくなります。（尚、風力発電においては同様の出力抑制が準用されます。）

上記の対応は、①都道府県が福島事故後54基全ての原子力発電所を停止したこと、および、②再エネ特措法及び当初の高いFIT価格によって60GWpを超える太陽光発電の申込みが殺到したことという、ほぼ全ての系統運営者に生じた2重の困難に対する緊急措置として経済産業省によって導入されました。この困難がどの程度の衝撃であるかは、ドイツと比較すると明らかになります。脱原発の旗手であり電力改革の先導国であるドイツにおいても、十分に検証された10ヶ年に及ぶ脱原発計画の4年目に入っても、いまだ33基の原子力発電所のうち9基が稼働しており、一方、76GWp（太陽光及び風力がそれぞれ38GWp）もの再生可能エネルギーが過去10年にわたり築き上げられました。上記日本における進展は、ドイツの電力改革を路肩で追い越そうとしたため、経産省の緊急停止措置は回避不能と考えざるをえません。

しかしながら、経済産業省が緊急措置の実施を系統運営者に委ねている場合、これにより系統運営者が太陽光及び風力発電を経済的に不可能にし（30%以上もの年間売上を失うリスクに直面することになるため）、競争を妨害できるようになります。これは、明らかに経済産業省の意図するところではなく、また、日本の電力市場自由化、自由貿易協定に基づく投資保護義務及び公正取引の方針並びにCO2削減の国際公約と矛盾するものです。新ルールは、系統運営者に対して出力抑制及びその必要性について個別の場合に応じて詳細な説明を提出することを義務付けていますが、その濫用に対する制裁はありません。効果的な対策としては、系統運営者に対し、例えば出力抑制が8%を超えた場合に、技術的必要性についての厳格な証拠提出義務を課し、それができない場合には補償を義務付けることが必要です。

さらに、太陽光発電の急増は、日本各地に15兆円（60GWpについて1MWp当たり2億5000万円と保守的に計算した場合）を超える投資（うち、直接投資が多くを占める）をもたらす見込みでした。申請済みの60GWpに対する投資のうち約40%又は6兆円（461億ユーロ）以上は地方に、その他の大部分は国家経済に流入するはずでした。太陽光発電を3分の1以下に削減する場合、地域に対する約4兆円（307億ユーロ）の投資を喪失させ、中国が再生可能エネルギーの国際リーダーシップを競ってきている最中で日本の太陽光産業を弱体化させます。再生可能エネルギーを急激に削減するよりも、より有効性のある管理方法、例えば、農林水産省の革新的な通達に従った営農型太陽光発電のような場合など、地域経済に高い貢献をする事業に系統連系を優先的に与えることによって、安倍政権の地域再生という目標を達成し、直接投資を18兆円から35兆円と倍増させる目標達成にも資すると考えられます。